

六戸町障害者活躍促進計画

機関名	六戸町
任命権者	六戸町長
1. 計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
六戸町役場における障害者雇用に関する課題	六戸町役場は、職員総数が100人程度の機関であり、これまで障害者枠の募集を行ってきたところ、前計画期間内に会計年度任用職員として採用事例はあるものの、現在、法定雇用率未達成の状況である。 民間の事業主に対し率先垂範する観点からも、更なる体制整備や障害者向けの職務の創出等の取組が必要である。
2. 目標	
① 雇用に関する目標	○ 計画期間に法定雇用人数である3名の雇用を目指す。
② 定着に関する目標	○ 不本意な離職者を極力生じさせない。 ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
3. 取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○ 組織内の人的サポート体制を整備するとともに、関係機関との連携体制を構築する。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。